

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5 月 1 日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債 775,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	クレアホールディングス株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金775,000,000円
各社債の金額（円）	金25,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金775,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成30年5月18日
償還の方法	1．償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成30年5月18日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を松林克美氏に割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期日	平成29年5月19日（金）
申込取扱場所	クレアホールディングス株式会社 本社管理部 東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
払込期日	平成29年5月19日（金）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3．本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4．取得格付

格付は取得していない。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	クレアホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金35円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金775,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成29年5月19日から平成30年5月18日（本新株予約権付社債の払込み後）までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 クレアホールディングス株式会社 本社管理部 東京都港区赤坂八丁目5番28号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番20号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面25,000,000円あたり1個とし、合計31個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- 4 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託
 該当事項はありません。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
775,000,000円	35,300,000円	739,700,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,500千円、ファイナンシャル・アドバイザー費用31,000千円（ファイナンシャル・アドバイザー費用は、調達価額の4%相当額です。）、その他の事務費用2,800千円（登録免許税等）の合計です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
アセット不動産との業務提携における建設費用	739	平成29年5月～平成30年4月
合計	739	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの期間は、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。
 2. 手取金の具体的な使途

アセット不動産との業務提携における建設費用

本件資金調達による差引手取概算額739百万円につきましては、株式会社アセット不動産（大阪府枚方市伊加賀北町3番20号、代表取締役 佐藤雅典。以下、「アセット不動産」といいます。）との業務提携においてクリア建設株式会社（以下、「クリア建設」といいます。）が請負う建設費用として全額充当する予定です。

平成29年3月24日付で、当社子会社であるクリア株式会社（以下、「クリア」といいます。）、及びクリア建設は、住宅型有料老人ホームの開発販売事業を展開しているアセット不動産との間で、住宅型有料老人ホームの開発販売プロジェクト（以下、「本プロジェクト」といいます。）に関する業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）を締結いたしました。本業務提携において、アセット不動産は、本プロジェクトの対象となる不動産を自ら、及びクリアから、並びにクリアの仲介により取得して本プロジェクトを企画し、その物件に関する工事をクリア建設に発注することとなり、また、アセット不動産は、完成した物件を自ら、及びクリアが、並びにクリアと共同して販売し、クリアが要求する場合は優先してクリアに販売することとなっています。

本業務提携に基づき、クレア建設は平成29年3月30日付でアセット不動産より9件の施設建設工事を受注し、当社第23回新株予約権の発行（詳細は平成27年5月26日付開示「第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関するお知らせ」をご参照ください。）による調達資金より本施設建設のための資金として、受注金額22億円の30%程度に該当する644百万円を確保し、下請け業者への支払いとして既に609百万円を支出しております。残額の35百万円についても、上記9件の施設建設資金に充当することを予定しております。特別養護老人ホームへの入居待ち高齢者のための住宅型有料老人ホームの需要が旺盛な中、アセット不動産が上記9件以降も本プロジェクトの企画や営業を継続的に進め、プロジェクトを増やしていくとの話を聞いているため、プロジェクトの実行段階となった際にクレア建設がアセット不動産より施設建設工事を受注を機動的に行い、その後の下請け建設業者への支払いや建設資材の購入を行う等、上記9件以降のプロジェクトにおける建設費用として充当するものです。また、当社子会社であるクレア建設は、平成28年10月に新設した会社であるため、請負金額の30%程度の資力を有することで下請け業者や建築資材の仕入先との交渉時にクレア建設の支払能力を担保することが可能となり、また、下請け業者への支払いが先行する場合にも対応可能となり、下請け業者の抱え込み及び請負契約や、建築資材の仕入れにおける円滑化や確実性の向上に大きく貢献します。今後、複数の建設案件を並行して建設していくためにも資力の拡充が必須となります。なお、アセット不動産より請負う工事規模が1案件当り300百万円、クレア建設が下請け業者に支払う工事着手金が約90百万円（工事規模の30%）と平均値にて試算しますと、約8～9案件の工事着手金として充当できるものと考えておりますが、案件規模や仕入れる建設資材のボリュームによって着手案件数は変動します。また、各案件の工期は10ヶ月程度を想定しておりますが、同様に着手案件によって変動します。

ア．当社事業の取り組み状況について

当社グループは、戸建て住宅の建設事業を事業母体としており、これまで全国に約8,000棟の住宅を建築した実績を背景に、リフォーム・メンテナンス工事及び給排水管設備工事等、リフォーム・メンテナンス事業分野に注力してきました。また、新たな成長事業として、太陽光発電業界を含む新たなエネルギー業界の急成長に鑑み、太陽光事業に取り組んできましたが、再生可能エネルギーの普及が太陽光に偏る状況で推移し、太陽光エネルギーに対する国策及び電力会社の姿勢の変化が顕著になってきたことを受けて、当社グループでは太陽光事業に偏重した事業の成長戦略を見直し、事業の多角化による事業の再構築、経営基盤の安定化を目指してまいりました。

当社グループがこれまでに取り組んできた新たな事業としまして、当社子会社株式会社JPMaterialが自社製エンジンオイルREDSEEDを日本、韓国、台湾市場向けに販売してきました。また、米国AMSOIL INC.との間で締結した日本における同社製オイルAMSOILの独占販売に関する業務提携、及び製造業務委託契約に基づき、日本で充填製造したAMSOILの独占販売を平成29年1月から開始しております。世界各国で販売されているAMSOILを独占販売による商材として獲得したことで、既存販路での製品ラインナップ、及びサービスの拡充を行うとともに、AMSOILにより新規販売店を開拓した後にREDSEEDを水平展開する等、戦略的なマーケティング活動に取り組み、収益の向上を図っています。

また、当社子会社クレアは、平成28年10月よりコスメティック事業を開始し、クレアがこれまでに機器や商材等の仕入れ・販売にて培った商社機能としての営業・物流ノウハウ等を活用し、仕入れたコスメティック商品を大規模小売販売店等に卸販売しています。今後、コスメティック商品の企画開発、製造も視野に入れ、取扱商品、販路の拡大による売上規模の拡大に向けて取り組んでいます。

一方で、当社グループの中核事業である建設事業の再構築に向けて、平成28年10月に建設業子会社としてクレア建設を設立し、大規模な工事の請負いを含めて顧客ニーズに幅広く対応するために、平成28年12月に特定建設業許可を取得しました。これにより、当社グループ内に「土地の確保・開発」から、「建物等の建設」、完成後の「不動産販売、運用・管理」、「リフォーム・メンテナンス」に至る一貫した機能を構築し、建設事業と不動産事業の相乗効果を図りながら収益拡大を目指しています。

イ．資金調達の目的

現在、建設・不動産業界におきましては、国内における金融緩和政策が継続的に実施される中、新設住宅着工が堅調に推移しており、また、国内三大都市のオフィスビル需要が拡大し、空室率・賃料が改善傾向にある等、事業を取り巻く環境は良好であり、今後、政府による事業規模28兆円に及び大型経済対策や2020年の東京オリンピック開催に向けて、業界全体がさらに活発化していくことが期待されています。

また、国内における高齢化の進展に伴う高齢者の住宅確保と介護の問題から、今後、高齢者を対象とした施設・住宅に対する需要が一層顕在化していくと見込まれています。特に、公的な施設である特別養護老人ホームにつきましては、要介護者が長期入所でき、かつ利用料の安い施設であるために人気が高いものの、供給が需要に追いついておらず、特別養護老人ホームへの入居待ち高齢者の受け皿となる施設の供給が急務となっており、同時に建設・不動産業界における成長分野として大きなビジネスチャンスが生まれていると認識しております。

こうした状況に鑑み、平成29年3月24日付で、当社子会社であるクレア、及びクレア建設は、住宅型有料老人ホームの開発販売事業を展開しているアセット不動産との間で本業務提携を締結いたしました。また、本業務提携に基づき、クレア建設が平成29年3月30日付で関西地区（大阪府守口市2件、同寝屋川市1件、同富田林市1件、同豊中市1件、同枚方市1件、同茨木市3件）における合計9件、約22億円規模の住宅型有料老人ホームの

建設工事をアセット不動産より受注するとともに、当社は、平成29年3月31日付で当社第23回新株予約権の発行による調達資金の資金使途、「オートモービル関連事業における事業開発・プロジェクト資金等」、「不動産事業におけるプロジェクト資金及びランニング費用等」、「エネルギー関連事業におけるプロジェクト資金等」の一部を変更して644百万円を確保し、下請け建設業者への着手金の支払いや利益率向上のための建設資材の購入等、本受注に係る施設建設のための資金としておりましたが、そのうち、609百万円は既に下請け業者に支払い済みです。残額の35百万円についても、上記9件の施設建設資金に充当することを予定しております。

アセット不動産では、上記9件以外にも本業務提携に基づく本プロジェクトの企画を継続的に進めており、また、これまで主に関西圏内にて進めてきた本プロジェクトを関東圏内で展開することも視野に入れております。当社グループでは、前述のとおり、特別養護老人ホームへの入居待ち高齢者に対する施設の供給が急務とされる場所、上記9件の受注を皮切りに本プロジェクトの取り組みを加速させて高齢者の需要に応えるとともに、アセット不動産とのパートナーシップを強化しつつ早期に当社グループの収益に結びつけ、経営基盤の一層の安定化を図りたいと考えております。また、クレア建設が注力している住宅型有料老人ホームの建設は、バリアフリー設計等の高齢者に対するサービスや環境づくりと地球環境に対する配慮において、福祉住環境支援型住宅として最先端の機能を有しており、また、国や地方自治体が取り組んでいる高齢化問題に対する政策にも沿ったものであります。建設業界において、福祉住環境以外の施設においてもこれらが標準装備されるべきであるとの認識の上、クレア建設が住宅型有料老人ホームの建設の実績を積み重ねていくことが、建設会社としての価値、実績、資材商流等において今後の礎となるものと考えております。そのためには、今後、本業務提携に基づきアセット不動産が企画する本プロジェクトについて、当社グループとしてのビジネス機会を逃すことなく、建設工事の受注を機動的に行うためのさらなる資金確保が不可欠であると認識しております。

本件資金調達を実行し、本プロジェクトの建設費用に充当することにより、ビジネス機会を逸することなく、当社グループの事業成長の加速と事業母体である建設事業の強化による経営基盤の安定化を実現し、最終的には当社の財務体質の改善、及び企業価値の増大に寄与するものと判断し、本件資金調達を行うことといたしました。

ウ．当該資金調達の方法を選択した理由

資金調達の確実性

本件資金調達は、今後の当社グループの事業再構築と企業価値の向上に向けて不可欠と考えており、直接調達の手法のうち、公募増資または株主割当による資金調達は、既存株主の希薄化が生じないメリットがありますが、当社の状況では引き受けていただける証券会社を選定することは難しい状況であり、調達までに比較的長い期間を要し、かつ募集後に引受先が十分に集まらず当社が必要とする資金調達額に達しない可能性が考えられます。

また、第三者割当による新株発行については、当社が必要とする資金の調達が可能ですが、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を大きく損なう恐れが考えられ、かつ適切な割当先を見つけることができなかつたため、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

次に、第三者割当による新株予約権の発行については、新株予約権による資金調達は、権利行使の状況に応じて一時に希薄化が起こることを避けることができますが、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向によっては当初想定していた資金調達ができないリスクがあります。

当社の事業計画上、喫緊に必要な資金ニーズを満たすものとして、本件資金調達は上記に比べて下記のメリットがあり、他の資金調達方法と比較しても最適であるとの判断をいたしました。

- ・本新株予約権付社債の対象となる株式数は当初22,142,800株に固定されております。そのため、当初の予定よりも発行される当社株式が相対的に増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先である松林克美氏（以下、「松林氏」といいます。）は、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達がもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。
- ・本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込日において、総額775百万円の資金調達が可能となります。当該社債は無担保であり、当社は上記「3 新規発行による手取金の使途」記載の使途に応じて、当該資金を自由に用いることができ、結果として企業価値の向上を迅速かつ確実に達成することができるものと考えております。

なお、本新株予約権付社債の当初転換価額は35円で固定されており、株価がこの水準を下回って推移するような場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金調達が必要となる可能性があります。また、本新株予約権付社債の発行により、当社は資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、結果として自己資本比率等が悪化することになります。このことにより、将来、別の負債性資金調達を検討するにあたり、その条件が当社にとってタイトなものになる可能性があります。

その他の資金調達方法の検討について

金融機関等からの借入につきましては、当社が直近の平成28年3月期及び平成29年3月期第3四半期におきまして、依然として経常損失を計上していること、資金調達の目的が当社の新規設立子会社における事業であり、かつ、その事業運営等に向けた資金であることから、金融機関の当社に対する与信判断は厳しい状況にあり、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。従いまして、まずは本第三者割当による資金調達を行い、事業活動の成果を表面化させることによって、金融機関からの積極的な支援を受けられる企業体質を構築していきたいと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

氏名	松林 克美
住所	大阪府大阪市中央区
職業	会社経営

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄および当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

しかしながら、当社の直近の経営成績等から、第三者割当増資を引き受けていただける割当予定先が限られている中、割当予定先である松林氏は、当社グループの建設事業や不動産関連で3年前から情報交換を行っている株式会社ヨロズエステート（大阪府大阪市都島区片町1丁目4番2号、代表取締役 浦田雄一郎）の代表取締役である浦田雄一郎氏に、当社のアセット不動産との業務提携の資金提供先となる不動産建設関係に理解のある出資者の紹介について相談したところ、浦田氏より松林氏をご紹介頂きました。株式会社ヨロズエステートと松林氏は、日本国内における不動産の売買案件において知り合ったと伺っております。

割当予定先である松林氏は、大学在学中よりモーションキャプチャ（現実の人物や物体の動きをデジタル的に記録する技術）を用いたゲーム機、映像、NTTドコモのiモード向けサービスのコンテンツ制作を行うなど当初は情報サービス業を主事業としていましたが、平成13年頃から投資事業にシフトし、現在はフィリピン共和国の首都マニラにあるOwn inc(nd floor 505 P. Burgos Avenue corner P. Julius Streets, Caridad, Cavite City, 4100, Cavite, Representative Director Francisco J. Colayco)の筆頭株主であり、日本の代表取締役会長にあたるChairmanを務めております。Own inclは、投資会社であり、複数の関連会社を保有してグループ全体で金融業、レンディング事業、ホテル運営の事業、マイクロファイナンス事業をフィリピン国内にて展開しております。

当社の事業内容及び今後の展望等についてご説明致しました結果、第三者割当増資を引き受けていただける割当予定先が限られている中で松林氏から当社の経営戦略や今後の展望等の資金需要についてご理解を頂けたこと、既存株主への影響を考慮頂き、本新株予約権付社債の転換価額を本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価とすることに同意頂けたこと、松林氏は純投資目的であり当社の経営権獲得を目的としていないこと、希薄化による既存株主への影響を一定程度抑えながら資金調達ができ、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適であると判断したことから割当予定先として選定いたしました。

当社といたしましては、業績の早期安定のためには今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、さらなる業績回復に努めて参ります。

d 割り当てようとする株式の数

松林 克美氏	22,142,800株
--------	-------------

(注) 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額35円において全て転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当予定先である松林氏より、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。なお、割当予定先である松林氏と当社又は当社株主との間で貸株を行う予定はありません。また、松林氏が取得した当社株式を第三者への株式貸借や質権を含む担保権の設定を行う予定はないことを口頭にて確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当に係る払込に要する資金約775百万円について、松林氏が株式会社プレジャーズコーポレーション(大阪市北区、代表取締役 城野弓子)との金銭消費貸借契約に基づく借入金によって払込が行われる予定であり、当社は上記契約書写し、株式会社プレジャーズコーポレーションから松林氏への振込明細書、及び借入後の松林氏の銀行口座残高の確認により払込が可能であることを確認しております。なお、株式会社プレジャーズコーポレーションが松林氏に貸し付けた資金は、自己資金であることを口頭にて確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である松林氏と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、同氏が反社会勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、「特防連」といいます。)に加盟しており、反社会的勢力の調査について相談し情報の提供を受けております。本件第三者割当にあたり、当社の規定に基づく、同氏、代表取締役を務める法人、及びその役員の反社会勢力の確認について、会社登記簿謄本、株主確認、検索サイトによる検索結果、会社ホームページ、掲示板、情報サイトにて反社勢力調査をした結果、過去、現在の取引に際し同氏、代表取締役を務める法人、及びその役員が暴力団である事実、暴力団等が経営に関与している事実、同社が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを確認するとともに、特防連からも、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせる情報・資料は一切ないと報告を口頭にて受けております。なお、松林氏の借入先である株式会社プレジャーズコーポレーションに関しましても、当社の規定に基づき、割当予定先と同様に、株式会社プレジャーズコーポレーションの役員が暴力団である事実、暴力団等が経営に関与している事実、同社が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを確認するとともに、特防連からも、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせる情報・資料は一切ないと報告を口頭にて受けております。

以上から総合的に判断し、割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先である松林氏との協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年4月28日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である35円としました。転換価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値としましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

当社は、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役:能勢元)に算定を依頼しました。

第三者算定機関は、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、当社株価35円(平成29年4月28日の終値)、転換価額35円、ボラティリティ50.60%(平成28年3月から平成29年3月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート-0.189%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0.00%、新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク、資金調達コスト

ト等を参考に公正価値評価を実施し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり96.71円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の転換については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、転換可能期間最終日(平成30年5月18日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権付社債の全てを転換するものと仮定しております。具体的には、転換期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。つまりは、各時点において、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も早期償還もされない時の価値、早期償還時の価値、転換した場合の価値において、からのうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり75,490株(最近1年間の日次売買高の中央値である754,900株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債1個の払込金額を金25,000,000円(額面100円につき金100円)といたしました。

なお、転換価額35円は、当該直前営業日までの最近1か月間の終値平均36円(小数点以下切り捨て、以下同じ。)に対する乖離率は-2.78%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均36円に対する乖離率は-2.78%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均37円に対する乖離率は-5.41%となっております。

当社といたしましては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより良い資金調達はないことを考慮したうえで判断したものであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮した上で決定いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)から、当社が本新株予約権付社債の公正価値評価を当社と取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に委託して取得した算定評価に基づき、本新株予約権付社債の発行価額が算定された本新株予約権付社債の公正価値評価額(96.71円)を上回る額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は22,142,800株、議決権個数は221,428個であり、平成29年5月1日現在の当社発行済株式総数91,412,356株(議決権個数912,283個)を分母とする希薄化率は24.22%(議決権の総数に対する割合は24.27%)となります。そのため、本新株予約権付社債の発行及びその後の本新株予約権付社債の転換の進行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の資金使途に充当することで、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大に寄与することが期待できます。また、当社株式の直近6か月間における1日あたりの平均出来高996,592株に対し、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数22,142,800株を転換期間である1年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日あたり売却数量は90,379株であり上記1日あたりの出来高の9.07%程度であるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。このように希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、中長期的な観点からは株主価値向上に寄与するものであるため合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
松林 克美	大阪府大阪市中央区	-	-	22,142,800	19.53%
ホシノ株式会社	大阪府大阪市都島区高倉町3丁目15-1	10,000,000	10.96%	10,000,000	8.82%
竹内 健一	東京都品川区	4,448,400	4.88%	4,448,400	3.92%
田谷 廣明	東京都世田谷区	2,799,760	3.07%	2,799,760	2.47%
上嶋 稔	大阪府大阪市平野区	2,630,600	2.88%	2,630,600	2.32%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	2,254,200	2.47%	2,254,200	1.99%
各務 泉	東京都武蔵野市	1,500,700	1.64%	1,500,700	1.32%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都港区港南2丁目15-1)	1,080,042	1.18%	1,080,042	0.95%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED (常任代理人 フィリップ証券 株式会社)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY 95, ADMIRALTY, HONGKONG (東京都中央区日本橋兜町4- 2)	1,056,476	1.16%	1,056,476	0.93%
吉岡 利博	熊本県山鹿市	1,010,900	1.11%	1,010,900	0.89%
計	-	26,781,078	29.36%	48,923,878	43.15%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成29年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しており、割当後の数値につきましても、本名簿をもとに作成しています(平成29年3月31日時点の発行済株式総数：91,412,356株、総議決権数：912,283個)。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債の転換価額35円で全て転換され、取得株式が継続して保有された場合の潜在株式数22,142,800株に係る議決権数を加えた総議決権数に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第52期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月1日）までの間に以下の追加がありました。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年5月1日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

（追加事項）

上場会社監査事務所等による監査が受けられない場合について

当社の会計監査人である赤坂・海生公認会計士共同事務所は、平成28年9月21日付で上場会社監査事務所の準登録事務所名簿から取り消されました。株式会社東京証券取引所上場規程第441条の3の規定により、上場内国会社は、上場会社監査事務所名簿または準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることが義務付けられており、新たな会計監査人の選定を進めておりますが、本有価証券届出書提出日（平成29年5月1日）現在において選定できておりません。

平成29年6月29日に予定している平成29年3月期に係る定時株主総会において、上場会社監査事務所名簿または準登録事務所名簿に登録されている他の監査事務所を会計監査人として選任することができない場合、上場規程において定められた企業行動規範の「遵守すべき事項」への違反として、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書の徴求または特設注意市場銘柄への指定等、所定の措置の対象となり得る可能性があります。

株式会社アセット不動産との取引について

当社は、平成29年3月24日付で、当社子会社であるクレア株式会社、及びクレア建設株式会社と住宅型有料老人ホームの開発販売事業を展開している株式会社アセット不動産との間で本業務提携を締結し、平成29年3月30日付で総額22億円の建設工事を受注しておりますが、当該受注金額は、平成28年3月期における当社売上高を大きく上回る金額であり、今後、株式会社アセット不動産との関係に大きな変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期）の提出日（平成28年6月30日提出）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月1日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）
平成28年4月1日～ 平成29年5月1日	11,356,400	91,412,356	236,996	9,104,860

（注）1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期）提出日（平成28年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月1日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成28年7月5日提出）

1 提出理由

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役2名選任の件

笹本秀文、杉浦亮次を監査役に選任するものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 監査役2名選任の件				（注）1	
笹本 秀文	381,897	8,405	0		可決 97.85
杉浦 亮次	381,699	8,603	0		可決 97.80
第2号議案 会計監査人選任の件	382,241	8,407	0	（注）2	可決 97.85

（注） 各議案の可決要件は以下のとおりです。

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

（平成28年10月5日提出）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの ゴッドリーフ投資事業組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	108,564個	11.90%

(注) 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成28年3月31日現在（異動前）の総株主等の議決権の数798,681個を基準に、平成28年10月3日現在（異動後）の総株主等の議決権の数を912,245個として算出し、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の年月日
平成28年10月3日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社が平成27年6月29日に発行した第23回新株予約権を保有するゴッドリーフ投資事業組合より、平成28年10月3日付で100,000個（交付株式数：10,000,000株、当該交付株式に係る議決権数：100,000個、本行使後の総株主等の議決権に対する当該議決権数の割合：約11%）の行使が行われたことにより、同組合が主要株主となるものです。

なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,104,860千円
発行済株式総数 普通株式 91,412,356株

(平成28年10月19日提出)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの ホシノ株式会社
主要株主でなくなるもの ゴッドリーフ投資事業組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

ホシノ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	100,000個	10.96%

主要株主でなくなるもの

ゴッドリーフ投資事業組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	108,564個	11.90%
異動後	8,564個	0.94%

(注) 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成28年9月30日現在の総株主等の議決権の数812,263個を基準に、平成28年10月3日現在（異動前）及び10月17日現在（異動後）の総株主等の議決権の数を912,263個として算出し、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の年月日
平成28年10月17日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

当社の主要株主であるゴッドリーフ投資事業組合より、平成28年10月17日付で保有する当社株式10,000,000株をホシノ株式会社に譲渡する旨の通知を受けたことにより、当社の主要株主に異動が生じることを確認いたしました。

なお、当該異動については、当社として異動株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,104,860千円

発行済株式総数 普通株式 91,412,356株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第53期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年7月4日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月30日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士 赤坂 満 秋

公認会計士 海生 裕 明

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており当連結会計年度においても370,605千円の営業損失を計上した。このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成28年4月1日以降、第2回新株予約権の一部行使があった。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クレアホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、クレアホールディングス株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月30日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士 赤坂 満秋

公認会計士 海生 裕明

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており当事業年度においても191,069千円の営業損失を計上した。このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
- 2 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月15日の取締役会において連結子会社である株式会社JPマテリアルの増資を債権の株式化により全額引き受ける決議をしている。
- 3 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成28年4月1日以降、第23回新株予約権の一部行使があった。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提会社）が別途保管しております。

2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月14日

クレアホールディングス株式会社
取締役会 御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士 赤坂 満秋 印

公認会計士 海生 裕明 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても281,454千円の営業損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。